

## 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

吉野川市内で発生した大規模な災害に対して、吉野川市建設業協会からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、吉野川市（以下「甲」という。）と吉野川市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 協会内の支援体制を整備する。
- 二 会員等からの情報収集体制等を整備する。
- 三 出動が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておく。

### （乙の支援内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に支援活動を実施する。
- 二 会員等からの被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により情報の提供を行う。

### （協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

### （活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者等の出動に関する費用については有償とし、別途精算する。

### （その他）

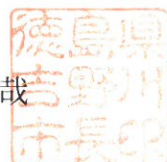
第7条 この協定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

### （施行）

第8条 この協定は平成17年10月18日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

甲 吉野川市  
吉野川市長 川真田 哲 哉



乙 吉野川市建設業協会  
会 長 安 達 公 嗣

